別表第三（第十一条関係）

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間（年）
	施設整備等の分類	財産名	構造規格等	
（略）				
河川総合開発事業費補助 治水ダム等建設事業費補助	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

別表第三（第十一条関係）

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限期間（年）
	施設整備等の分類	財産名	構造規格等	
（略）				
河川総合開発事業費補助 治水ダム建設事業費補助	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）				

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、令和二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和二年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。